



# 島根県報

平成16年 2月 10日 (火)  
第 1 545 号  
( 毎週火・金曜日発行 )  
<http://www.pref.shimane.jp/>

## 目 次

### 告 示

生活保護法の規定による介護機関の指定	( 健康福祉総務課 )	1
介護保険法の規定に基づく指定居宅サービス事業者の指定	( 高齢者福祉課 )	2
身体障害者福祉法の規定による医師の指定	( 障害者福祉課 )	2
県営土地改良事業計画の変更	( 農 村 整 備 課 )	2
換地計画書の縦覧 ( 10件 )	( " )	3
保安林予定森林	( 森 林 整 備 課 )	6
解除予定保安林	( " )	7
指定漁船調書の縦覧	( 水 産 課 )	7
宍道湖流域下水道終末処理場における水質検査業務等の委託契約に係る競争入札参加資格審査要綱	( 下 水 道 推 進 課 )	8

### 公 告

特定非営利活動法人の設立の認証申請に係る縦覧	( 環境生活総務課 )	17
都市計画事業の認可	( 都 市 計 画 課 )	17

## 告 示

### 島根県告示第124号

生活保護法 ( 昭和25年法律第144号 ) 第54条の 2 第 1 項の規定により、同法による介護扶助を担当する機関を次のとおり指定したので、同法第55条の 2 第 1 号の規定により告示する。

平成16年 2月10日

島根県知事 澄 田 信 義

指定訪問看護事業者・居宅介護事業者 ・居宅介護支援事業者		実施する 事 業	訪問看護ステーション・居宅介護事業 所・居宅介護支援事業所		指 定 年月日
名 称	主たる事務所の 所在地		名 称	所 在 地	
有限会社アゼーリ	那賀郡三隅町大字西河内1084 - 47	通所介護	もやいの家・跡市	江津市跡市町382	平成16年 2月 1日
社会福祉法人 島根県社会福祉事業団	松江市東津田町1741 - 3	通所介護	デイサービス偕生	浜田市黒川町196 - 1	平成16年 2月 1日
特定非営利活動法人 訪問看護ステーションやすらぎ	邇摩郡仁摩町大字仁万町940 - 6	痴呆対応型共同生活介護	グループホームやすらぎ	邇摩郡仁摩町仁万町1028 - 1	平成16年 2月 1日

## 島根県告示第125号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条第1号の規定に基づき告示する。

平成16年 2月10日

島根県知事 澄 田 信 義

事業者の名称	指定した事業	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
特定非営利活動法人 らんぐ・ざーむ	訪問介護	特定非営利活動法人 らんぐ・ざーむ	浜田市相生町1391番地 8 いわみぶらっと内	平成16年 2月 1日
有限会社 おおぞら	訪問介護	おおぞら介護センター	松江市古志原 7丁目 4番 14号	平成16年 2月 1日
特定非営利活動法人 訪問介護ステーションやすらぎ	痴呆対応型共同生活介護	グループホーム やすらぎ	邇摩郡仁摩町大字仁万町 1028番地 1	平成16年 2月 1日
社会福祉法人 島根県社会福祉事業団	通所介護	デイサービス偕生	浜田市黒川町196 - 1	平成16年 2月 1日
有限会社 アゼーリ	通所介護	もやいの家・跡市	江津市跡市町382	平成16年 2月 1日

## 島根県告示第126号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項に規定する医師を次のとおり指定したので、身体障害者福祉法施行細則（昭和34年島根県規則第17号）第2条の規定により告示する。

平成16年 2月10日

島根県知事 澄 田 信 義

医師の氏名	診療科目	従事する医療機関		指定年月日
		名 称	所 在 地	
菅村 健二	外科	広瀬町立広瀬病院	能義郡広瀬町広瀬1931	平成16年 1月29日
後藤 能成	整形外科	県立中央病院	出雲市姫原 4丁目 1 - 1	〃
大西 勉	整形外科	玉造厚生年金病院	八束郡玉湯町大字湯町 1 - 2	〃
徳重 厚典	整形外科	津和野共存病院	鹿足郡津和野町大字森村口141	〃
橋本 朋之	内科	公立雲南総合病院	大原郡大東町大字飯田96 - 1	〃
田中 光一	内科	公立雲南総合病院	大原郡大東町大字飯田96 - 1	〃

## 島根県告示第127号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定に基づき、悠 Y O U おおち東地区を受益地域とする区画整理事業（県営中山間地域総合整備事業）の計画を変更したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定

により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

なお、当該事業の利害関係人で当該事業計画の変更に異議のあるものは、縦覧期間満了後15日以内に申し出られたい。

平成16年 2月10日

島根県知事 澄 田 信 義

- 1 縦覧に供する書類の名称  
悠 Y O U おおち東地区区画整理事業（県営中山間地域総合整備事業）変更計画書の写し
- 2 縦覧の期間  
告示の日から21日間
- 3 縦覧の場所  
羽須美村役場

島根県告示第128号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定に基づき、県営土地改良事業に伴う益美（益田）地区美濃本郷工区の換地計画を定めたので、同条第4項において準用する同法第87条第5項の規定により次のとおり縦覧に供する。

なお、当該換地計画に不服がある場合は、縦覧期間満了後15日以内に、島根県知事に対して異議申立てすることができる。

平成16年 2月10日

島根県知事 澄 田 信 義

- 1 縦覧に供する書類の名称  
換地計画書
- 2 縦覧の期間  
平成16年 2月10日から21日間
- 3 縦覧の場所  
益田市役所

島根県告示第129号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定に基づき、県営土地改良事業に伴う益美（益田）地区板持工区の換地計画を定めたので、同条第4項において準用する同法第87条第5項の規定により次のとおり縦覧に供する。

なお、当該換地計画に不服がある場合は、縦覧期間満了後15日以内に、島根県知事に対して異議申立てすることができる。

平成16年 2月10日

島根県知事 澄 田 信 義

- 1 縦覧に供する書類の名称  
換地計画書
- 2 縦覧の期間  
平成16年 2月10日から21日間
- 3 縦覧の場所  
益田市役所

## 島根県告示第130号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定に基づき、県営土地改良事業に伴う益美（益田）地区弋ヶ田原工区の換地計画を定めたので、同条第4項において準用する同法第87条第5項の規定により次のとおり縦覧に供する。

なお、当該換地計画に不服がある場合は、縦覧期間満了後15日以内に、島根県知事に対して異議申立てすることができる。

平成16年2月10日

島根県知事 澄 田 信 義

- 縦覧に供する書類の名称  
換地計画書
- 縦覧の期間  
平成16年2月10日から21日間
- 縦覧の場所  
益田市役所

## 島根県告示第131号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定に基づき、県営土地改良事業に伴う益美（益田）地区大峯破工区の換地計画を定めたので、同条第4項において準用する同法第87条第5項の規定により次のとおり縦覧に供する。

なお、当該換地計画に不服がある場合は、縦覧期間満了後15日以内に、島根県知事に対して異議申立てすることができる。

平成16年2月10日

島根県知事 澄 田 信 義

- 縦覧に供する書類の名称  
換地計画書
- 縦覧の期間  
平成16年2月10日から21日間
- 縦覧の場所  
益田市役所

## 島根県告示第132号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定に基づき、県営土地改良事業に伴う北三瓶地区第5工区の換地計画を定めたので、同条第4項において準用する同法第87条第5項の規定により次のとおり縦覧に供する。

なお、当該換地計画に不服がある場合は、縦覧期間満了後15日以内に、島根県知事に対して異議申立てすることができる。

平成16年2月10日

島根県知事 澄 田 信 義

- 縦覧に供する書類の名称  
換地計画書
- 縦覧の期間  
平成16年2月10日から21日間
- 縦覧の場所

大田市役所

---

島根県告示第133号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定に基づき、県営土地改良事業に伴う鹿足（日原）地区野地工区の換地計画を定めたので、同条第4項において準用する同法第87条第5項の規定により次のとおり縦覧に供する。

なお、当該換地計画に不服がある場合は、縦覧期間満了後15日以内に、島根県知事に対して異議申立てすることができる。

平成16年 2月10日

島根県知事 澄 田 信 義

1 縦覧に供する書類の名称

換地計画書

2 縦覧の期間

平成16年 2月10日から21日間

3 縦覧の場所

日原町役場

---

島根県告示第134号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定に基づき、県営土地改良事業に伴う鹿足（日原）地区堤田工区の換地計画を定めたので、同条第4項において準用する同法第87条第5項の規定により次のとおり縦覧に供する。

なお、当該換地計画に不服がある場合は、縦覧期間満了後15日以内に、島根県知事に対して異議申立てすることができる。

平成16年 2月10日

島根県知事 澄 田 信 義

1 縦覧に供する書類の名称

換地計画書

2 縦覧の期間

平成16年 2月10日から21日間

3 縦覧の場所

日原町役場

---

島根県告示第135号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定に基づき、県営土地改良事業に伴う鹿足（柿木）地区白谷工区の換地計画を定めたので、同条第4項において準用する同法第87条第5項の規定により次のとおり縦覧に供する。

なお、当該換地計画に不服がある場合は、縦覧期間満了後15日以内に、島根県知事に対して異議申立てすることができる。

平成16年 2月10日

島根県知事 澄 田 信 義

1 縦覧に供する書類の名称

換地計画書

2 縦覧の期間

平成16年 2月10日から21日間

3 縦覧の場所

柿木村役場

---

島根県告示第136号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定に基づき、県営土地改良事業に伴う鹿足（柿木）地区伊豆原工区の換地計画を定めたので、同条第4項において準用する同法第87条第5項の規定により次のとおり縦覧に供する。

なお、当該換地計画に不服がある場合は、縦覧期間満了後15日以内に、島根県知事に対して異議申立てすることができる。

平成16年 2月10日

島根県知事 澄 田 信 義

1 縦覧に供する書類の名称

換地計画書

2 縦覧の期間

平成16年 2月10日から21日間

3 縦覧の場所

柿木村役場

---

島根県告示第137号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定に基づき、県営土地改良事業に伴う隠岐島前（海士）地区保々見工区の換地計画を定めたので、同条第4項において準用する同法第87条第5項の規定により次のとおり縦覧に供する。

なお、当該換地計画に不服がある場合は、縦覧期間満了後15日以内に、島根県知事に対して異議申立てすることができる。

平成16年 2月10日

島根県知事 澄 田 信 義

1 縦覧に供する書類の名称

換地計画書

2 縦覧の期間

平成16年 2月10日から21日間

3 縦覧の場所

海士町役場

---

島根県告示第138号

次の森林を保安林予定森林としたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成16年 2月10日

島根県知事 澄 田 信 義

1 保安林予定森林の所在場所

隠岐郡西郷町大字中村字上峯二636 - 9、637、638、638 - 1、638 - 2、639、640内1、640 - 2、640 - 3、字池黒二745 - 3から745 - 6まで、746

## 2 指定の目的

水源のかん養

## 3 指定施業要件

## (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び西郷町役場に備え置いて縦覧に供する。)

## 島根県告示第139号

次の保安林を解除予定保安林としたから、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の2第1項の規定により告示する。

平成16年 2月10日

島根県知事 澄 田 信 義

## 1 解除予定保安林の所在場所

隠岐郡西郷町大字中村字上荷場谷850 - 9、856 - 18

## 2 保安林として指定された目的

水源のかん養

## 3 解除の理由

道路用地とするため

## 島根県告示第140号

漁船損害等補償法施行令(昭和27年政令第68号)第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法(昭和27年法律第28号)第112条第1項の規定による同意を求めるための事前届出があったので、同令第5条第3項の規定により、届出に係る指定漁船調書を縦覧に供する。

平成16年 2月10日

島根県知事 澄 田 信 義

## 1 届出事項

## (1) 発起人の住所及び氏名

隠岐郡五箇村大字代150 齋賀 賢

" " 大字久見305 八幡昭三

" " 大字北方31 村上 昭

## (2) 加入区

五箇加入区

## (3) 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称

おき西郷漁業協同組合

## 2 指定漁船調書の縦覧

## (1) 縦覧期間

告示の日から15日間

## (2) 縦覧場所



おき西郷漁業協同組合

島根県告示第141号

宍道湖流域下水道終末処理場における水質検査業務等の委託契約に係る競争入札参加資格審査要綱を次のように定める。

平成16年 2月10日

島根県知事 澄 田 信 義

宍道湖流域下水道終末処理場における水質検査業務等の委託契約に係る競争入札参加資格審査要綱

(趣旨)

第 1 条 この告示は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の 5 第 1 項及び第167条の11第 2 項の規定に基づき、県が発注する宍道湖流域下水道終末処理場における水質検査業務(下水道法(昭和33年法律第79号)第21条第 1 項に規定する放流水の水質検査、水質汚濁防止法(昭和45年法律第138号)第14条第 1 項に規定する排出水の汚染状態の測定及びダイオキシン類対策特別措置法(平成11年法律第105号)第28条第 1 項に規定する排出水の汚染状況の測定をいう。)及び排出ガス測定業務(ダイオキシン類対策特別措置法第28条第 1 項に規定する排出ガスの汚染状況の測定及び大気汚染防止法(昭和43年法律第97号)第16条に規定するばい煙量及びばい煙濃度の測定をいう。)の委託契約に係る一般競争入札又は指名競争入札(以下「入札」という。)に参加する者に必要な資格(以下「入札参加資格」という。)その審査その他必要な事項について定めるものとする。

(入札参加資格審査の申請)

第 2 条 入札に参加しようとする者は、第 4 条に規定する入札参加資格審査を受けなければならない。

2 次の各号のいずれかに該当する者は、入札参加資格審査を受けることができない。

- (1) 入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者
- (2) 政令第167条の 4 第 2 項各号に該当すると認められる事実があった後 2 年を経過しない者(その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者を含む。)
- (3) 計量法(平成 4 年法律第51号)第107条第 2 号に規定する計量証明事業(ダイオキシン類の濃度に係るものにあつては特定濃度、その他のものにあつては濃度)の登録を受けていない者
- (4) 島根県税(個人の県民税及び地方消費税を除く。以下同じ。)を滞納している者
- (5) 消費税及び地方消費税を滞納している者
- (6) 次条第 1 項の規定による申請に当たり虚偽の申請を行った者

(審査の申請手続)

第 3 条 前条の規定により入札参加資格審査を受けようとする者は、次に掲げる書類を添付した入札参加資格審査申請書(様式第 1 号)を知事に提出しなければならない。

- (1) 計量証明事業登録証の写し
- (2) 法人にあつては、登記簿謄本
- (3) 個人にあつては、身分に関する誓約書(様式第 2 号)
- (4) 営業経歴書(様式第 3 号)
- (5) 委任状(契約の締結に係る権限を委任する場合に限る。)
- (6) 支庁長又は総務事務所長が発行した島根県税の滞納がないこと又は納税義務がないことの証明書(申請日前 3 月以内に発行されたものに限る。)
- (7) 消費税及び地方消費税の滞納がないこと又は納税義務がないことの納税証明書(申請日前 3 月以内に発行されたものに限る。)
- (8) 法人にあつては、財務諸表及び財産目録
- (9) 個人にあつては、青色申告書又は所得税確定申告書の写し及び営業に必要な設備、機械器具等の明細書



(10) 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

2 前項各号に掲げる書類は、土木部下水道推進課へ持参し、又は郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者、同条第9項に規定する特定信書便事業者若しくは同法第3条第4号に規定する外国信書便事業者による同法第2条第2項に規定する信書便により送付するものとする。

（入札参加資格審査）

第4条 入札参加資格の審査は、随時行うものとする。

2 入札参加資格審査は、次に掲げる事項を審査するものとする。

- (1) 第3条第1項の規定により申請する日（以下「申請日」という。）の直前2年間の年間平均契約金額
- (2) 申請日の直前決算における自己資本の額
- (3) 申請日の前日における事業に従事する職員の数
- (4) 申請日の前日までの営業年数

（入札参加資格の認定）

第5条 知事は、前条の審査に基づき入札参加資格を認定するものとする。

2 知事は、前項の規定により認定したときは、入札参加資格者名簿に登録するものとする。

（資格審査結果の通知）

第6条 知事は、入札参加資格の審査結果を入札参加資格結果通知書（様式第4号）により通知するものとする。

（入札参加資格の有効期間）

第7条 第5条第1項の規定により入札参加資格を認定された者（以下「入札参加資格者」という。）の入札参加資格の有効期間は、当該認定を受けた日から認定を受けた日の属する年度の翌々年度の3月31日までとする。

（変更届）

第8条 入札参加資格者は、次に掲げる事項について変更があったときは、直ちに入札参加資格審査申請書記載事項変更届（様式第5号）により知事に届け出なければならない。

- (1) 商号又は名称
- (2) 法人にあっては代表者の氏名、個人にあってはその者の氏名
- (3) 主たる営業所の名称及び所在地並びにその代表者
- (4) 第3条第1項第5号に掲げる委任状の記載事項

（認定の取消し）

第9条 知事は、入札参加資格者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、認定を取り消すものとする。

- (1) 第2条第2項各号のいずれかに該当したとき。
- (2) 虚偽の申請により第5条第1項の認定を受けたことが判明したとき。
- (3) 営業を休止し、又は廃止したとき。

（資格の取消しの通知）

第10条 知事は、前条の規定により認定を取り消したときは、入札参加資格取消通知書（様式第6号）により、その者に通知するものとする。

（その他）

第11条 この告示に定めるもののほか、この告示の施行に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

附 則

この告示は、平成16年2月10日から施行する。

様式第1号(第3条関係)

入 札 参 加 資 格 審 査 申 請 書

年 月 日

島根県知事 様

所 在 地

商号又は名称

代 表 者 氏 名

印

(個人にあつては、住所及び氏名)

島根県で発注される宍道湖流域下水道終末処理場における水質検査等業務委託契約に係る入札に参加したいので、関係書類を添えて入札参加資格の審査を申請します。

なお、この申請書及び添付書類のすべての記載事項は、事実を相違ないことを誓約します。

様式第 2 号 (第 3 条関係)

誓 約 書

私は、当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者のいずれにも該当しないことを誓約します。

年 月 日

島根県知事 様

住 所

氏 名

印

様式第3号(第3条関係)

営 業 経 歴 書

商号または名称 \_\_\_\_\_ 年 月 日現在  
(個人にあつては氏名)

営 業 所 等	名 称	所 在 地		電 話 番 号
直前3年の決算		年 月 千円	年 月 千円	年 月 千円
	決 算 期 資 産 総 額 負 債 総 額 自 己 資 本 売 上 高 経 常 利 益			
計量証明事業登録番号	第	号	登録年月日	
事業の区分				都道府県名
計量証明事業登録番号	第	号	登録年月日	
事業の区分				都道府県名
検 査 機 器 (名称、台数、 規格、性能等)				
従 業 員 数	検査関係 従 業 員	人	事務関係 従 業 員	人
			計	人

- 備考 1 計量証明事業登録番号は登録を行っているすべての都道府県について記載すること。  
2 事業の区分欄には環境計量証明事業又は特定証明事業の区分及びその明細について記載すること。

(裏面へ)

委託業務に関係する資格免許等を有する従業員	資格、免許等の名称		人数	資格、免許等の名称		人数
			人			人
営業年数	営業開始年月	営業年数		現組織への変更	組織変更後年数	
	年 月	年 月	年 月	年 月	年 月	年 月
主な業務実績 (直前2年間)	契約相手の名称	業 務 名	契 約 金 額	契 約 期 間		

様式第4号(第6条関係)

第 号  
年 月 日

様

島根県知事

印

入札参加資格審査結果通知書

先に提出された入札参加資格申請書を審査した結果、  
資格があるものと認定したので通知します。  
資格がない

記

1 業務委託名

2 登録番号 第 号

3 登録有効期間 年 月 日から

年 月 日まで

様式第 5 号 (第 8 条関係)

年 月 日

島根県知事 様

所 在 地  
商号または名称  
代 表 者 氏 名 印  
(個人にあつては、住所及び氏名)

入札参加資格審査申請書記載事項変更届

年 月 日付けをもって提出した入札資格審査申請書及び添付書類の記載事項について、下記のとおり変更したので届け出ます。

なお、この変更届の記載事項は、事実と相違ないことを誓約します。

記

- 1 業 務 委 託 名
- 2 登 録 番 号 第 号
- 3 変 更 年 月 日 年 月 日
- 4 変 更 事 項 変更前  
変更後

備考 変更事項の内容に対する証明書類を添付すること。



様式第6号(第10条関係)

第 号  
年 月 日

様

島根県知事

印

入札参加資格取消通知書

年 月 日付けで認定した入札参加資格については、下記の理由により取り消しましたので、通知します。

記

- 1 業務委託名
- 2 登録番号 第 号
- 3 理由

---

## 公 告

---

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり縦覧に供する。

平成16年 2月10日

島根県知事 澄 田 信 義

1 申請のあった年月日

平成16年 1月29日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 りべろ

3 代表者の氏名

赤松周治

4 主たる事務所の所在地

浜田市朝日町107番地 3

5 定款に記載された目的

この法人は、島根県で生活する全ての人々に対して、こどもの健全育成及びその保護者の社会進出の一助となる事業を行うとともに、活力あるまちづくりを推進し、若年者層の地域定住を促進する事に関する事業を行い、地域の発展に寄与することを目的とする。

6 縦覧に供する書類

定款、役員名簿、設立趣旨書、設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の収支予算書

7 縦覧期間

申請書を受理した日から 2 月間

8 縦覧場所

県政情報センター（県庁南庁舎 1 階）

特定非営利活動法人の事務所の所在地を所管する隠岐支庁又は総務事務所

---

都市計画法（昭和43年法律第100号）第62条第1項の規定により、都市計画事業の認可の告示（平成16年 1月30日中国地方整備局告示第4号）があったので、同法第66条の規定により、都市計画事業の施行について次のとおり公告する。

平成16年 2月10日

島根県知事 澄 田 信 義

1 都市計画事業の種類及び名称

松江圏都市計画（松江国際文化観光都市建設計画）道路事業 3・3・30号城山北公園線

2 施行者の名称

島根県

3 事務所の所在地

松江市東津田町 松江土木建築事務所

4 事業地

(1) 収用の部分

松江市殿町、母衣町、米子町及び南田町地内

(2) 使用の部分

なし